

周南市観光ポスター制作業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市観光ポスター制作業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市観光ポスター制作業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、本市の「第3期周南市観光ビジョン」における、効果的な情報発信の取組の一環として実施するものである。

各観光施設や観光キャンペーン等で使用する観光ポスターを制作し、本市の魅力をPRし、本市の知名度向上及び観光客の誘客促進を図る。

(3) 業務内容（詳細は別添仕様書を参照）

- ① 観光ポスターデザイン制作
- ② 観光ポスター印刷業務

(4) 業務期間

契約締結の日から令和4年1月31日（月）まで

(5) 履行場所

周南市内

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金1,097,250円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

- (2) 参加表明書の提出時点において、令和2・3年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）6企画・製作の（小分類）7デザイン企画に登録されている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書の確認

①公告日

令和3年8月27日（金）

②公告方法

周南市ホームページ

③関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、地域振興部観光交流課でも配布します。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp>

(2) 参加表明書の提出

①提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要書類（任意様式。パンフレット等でも可。）

ウ 平成28年度以降に行った同様又は類似の業務実績表（任意様式）

②提出期限

令和3年9月9日（木）17時必着

③提出場所

周南市地域振興部観光交流課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

④提出方法

郵送又は持参

※ 持参の場合の受付時間帯は、土・日曜日を除く8時30分から17時までとします。

※ 郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付してください。郵送事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤提出部数

提出書類各1部

⑥参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、「参加資格審査結果通知書」を通知します。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式3)によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 受付期間

令和3年8月27日(金)から9月6日(月)17時までとします。(ただし受信確認は、土・日曜日を除く8時30分から17時までとします。)

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先

観光交流課 E-mail : kanko@city.shunan.lg.jp

電話番号 : 0834-22-8372

(4) 回答方法

令和3年9月8日(水)17時までに、随時市ホームページに掲載します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

項目	内容	様式・版
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ● 企画の趣旨 ● 業務実施体制及び業務実施スケジュール ● デザイン案 ※ 副本には、企業ロゴなど提案者が認識できるものを記載しないこと。 ※ 横置き横書き（左綴じ）とすること。ただし表現の都合上、用紙の方向や記述方向を一部変更することは差し支えない。 	任意様式 A3版
見積書及び内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ● 見積書は、代表者印を押印し、封筒に入れて封緘して提出すること。 ● 消費税及び地方消費税を含むこと。 ● 見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること 	任意様式 A4版

(2) 提出期間

令和3年9月13日(月)から令和3年9月28日(火)まで(受付時間帯は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までとします。)

(3) 提出場所

周南市 地域振興部 観光交流課
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(4) 提出方法

郵送又は持参

※ 持参の場合の受付時間帯は、土・日曜日を除く8時30分から17時までとします。

※ 郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付してください。郵送事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

(5) 提出部数

正本1部、副本6部とします。(見積書及び内訳書は正本1部)

7 審査方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。詳細につきましては後日、参加表明者に別途通知します。

①実施日

令和3年10月1日（金）（予定）

②実施場所

周南市役所本庁舎

③実施方法

既に提出された企画提案書等に記載された内容を基に、プレゼンテーションを行います。

※ なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立するものとします。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、Web会議等の形式により実施する場合があります。詳細については必要に応じ別途通知します。

(2) 受託候補者の選定

①選定委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「周南市観光ポスター制作業務委託プロポーザル選定委員会」が行います。

②審査方法

審査は、業務実績、企画提案内容、プレゼンテーション・ヒアリング内容及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

③受託候補者の決定

選定委員会の審査により、合計得点が最も高い者を受託候補者として選定します。なお、同点の場合は見積書の金額が最も低いものを受託候補者とします。

④最低基準点の設定

選定委員の採点合計において満点の6割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

⑤審査結果

令和3年10月4日（月）以降、周南市ホームページで公表します。

【審査結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

また、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんが、審査内容に係る質問や説明を求めることができます。

8 評価基準及び配点

評価基準及び配点は次の表に掲げるとおりです。

審査項目		評価内容	配点
業務実施体制		● 業務を適切に行える体制か	20点
企画提案	コンセプト	● 企画内容を理解しているか ● 本市の観光資源の魅力を理解し、伝わるものとなっているか	30点
	デザイン能力	● ポスターを見た者が、実際に行ってみたいと思うようなデザインとなっているか ● 想定するターゲットに見合ったデザインか ● 写真や文字の配置、色使いなどのバランスが取れているか ● 統一感を持たせたデザインか	40点
見積金額		● 提案内容に応じた適正な見積りがされているか	10点
合計			100点

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和3年8月27日(金)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和3年8月27日(金)から 令和3年9月6日(月)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和3年9月8日(水)
④ 参加表明書の提出期限	令和3年9月9日(木)

⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和3年9月10日(金)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和3年9月13日(月)から 令和3年9月28日(火)まで
⑦ 企画提案書の審査及びヒアリングの実施	令和3年10月1日(金)予定
⑧ 審査結果の通知	令和3年10月4日(月)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和3年10月中旬
⑩ 審査結果等の公表	令和3年10月中旬

10 契約（受託候補者特定後）

（1）提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

（2）契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

（3）守秘義務

本業務の受注者は、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。なお、委託業務終了後も同様とします。

11 留意事項

（1）失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

- ⑤ ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式5）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとし、ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとし、また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとし、
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

12 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市 地域振興部 観光交流課

電話番号 0834-22-8372

FAX番号 0834-22-8428

E-mail kanko@city.shunan.lg.jp